

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却 (国税4) (法人税: 義・所得税: 外)								
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額 2,000 万円超)を取得した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置 10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備 6/100)ができる制度。</p> <p>〈要望の内容〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取得等した場合に、取得価額要件の下限額を 500 万円以上に引き下げ、その事業の年度において通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を割増償却(5 年間、償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の 32/100、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100)に改組し、対象業種に農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)を追加する等制度を見直した上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>(1) 対象</p> <p>①資本金 5,000 万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金 5,000 万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500 万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000 万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)</p> <p>(1) 対象</p> <p>①資本金 5,000 万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>②資本金 5,000 万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合</p>	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							

3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和 40 年5月 11 日法律第 64 号)第3条第3号 (略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する</p> <p>○同法第4条 国は、前条の目的を達成するため、(略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年 12 月3日法律第 67 号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年 11 月 22 日法律第 81 号)第1条 土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、(略)農山漁村の活性化を図る(略)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成 26 年 6 月閣議決定) 第 1 章アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題</p>

#### 4. 日本の未来像に係わる制度・システムの改革

(望ましい未来像に向けた政策推進)

- ④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる

#### 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

#### 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

- (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化  
(地域活性化)

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略) 地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。

(長期的な観点からの取組)

地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。

#### (4) 農林水産業・地域の活力創造

改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。

#### ○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日改訂)

#### 第一総論

#### Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

#### 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革

#### (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。(略) 多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の6次産業化の推進、(略) 地域に魅力ある雇用の場を創り出すことができる。

#### (2) 地域の経済構造改革

地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。

#### Ⅳ. 改訂戦略の主要施策例

#### 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革

#### ① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

○ 地域ぐるみの農林水産業の6次産業化、酪農家の創意工夫

- ・ 多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進

#### 第二 3つのアクションプラン

## 一. 日本産業再興プラン

### 6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少の厳しい現実を受け止め、(略)若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など、いわばローカルアベノミクスについて、実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化をはじめ、使い勝手の更なる向上を図る。

(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)

#### ③ふるさと名物応援

観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。

(地域の経済構造改革)

#### ⑥総合的な政策推進体制の整備

人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治体をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進する。

## 二. 戦略市場創造プラン

### テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加し、雇用が生まれている。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。

特に、まず、再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。

また、…木質バイオマスエネルギーの利用…を進める。

### テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会

#### テーマ4-①：世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

##### ii) 国内バリューチェーンの連結

農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。

### ○農林水産業・地域の活力創造プラン

(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6

月 24 日改訂)

## Ⅱ 基本的考え方

森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。

## Ⅲ 政策の展開方向

### 2. 6次産業化等の推進

農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する

### 6. 人口減少社会における農山漁村の活性化

高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、(略)生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。

また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。

## ○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年3月 30 日閣議決定)

### 第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策

#### 3. 農村の振興に関する施策

##### (1) 農業・農村の6次産業化

農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、(略)「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築する。

##### ① 「地域資源」を活用した「産業」の創造

農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化する(略)様々な資源活用の可能性を追求する。

		<p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保安全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用が確保されることを通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>測定指標:振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数</p> <p>目 標 値:本特例の適用期間中(平成 27~28 年度)の新規雇用者数 54 名(/2 年間)</p> <p>(根拠)</p> <p>①平成 21~25 年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約 85 百万円となっている。</p> <p>②今回、500 万円に限度額を下げ対象事業を追加することとしており、推計では、本特例を利用した年間総投資額は 2,253 百万円となり、①を踏まえれば(2,253 百万円÷85 百万円)、増加する雇用者は 27 人となる。</p> <p>③以上を踏まえ、平成 27、28 年度においては、<math>27 \times 2 = 54</math> 人の新規雇用者を増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>1 山村振興対策を推進していく上で、これまで、域外の製造業又は旅館業を誘致するという発想に立って、2000 万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきたところ。</p> <p>この措置については、利用した企業が実際に雇用を増やすなどの成果を上げており、振興山村における経済活動の実態を踏まえれば、目標の達成に向けて一定の有効性があると評価できる。</p> <p>(雇用増加の一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに 14 名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げている有効な手段と考えられる。)</p>

2 今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績を踏まえて、雇用の創出を図るために振興山村に立地する民間事業者の設備投資をさらに拡大しようとするものであり、以下の効果が見込まれる。

① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限を 2000 万円としているが、農林水産省が実施したアンケート結果によれば、500 万円～2,000 万円以下の設備投資が 2,000 万円超の設備投資と同数程度存在する。このため、取得価額要件を 2,000 万円から 500 万円に引き下げることで、500 万円～2,000 万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。

② また、同アンケート結果によれば、農産物、水産物、林産物をはじめとした豊富な地域資源を活かした、農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）に取り組もうとする民間事業者が見られる。このため、新たにこの 2 業種を税制優遇措置の対象とすることで、これらの者の事業開始・拡大を後押しする効果が生じる。

③ なお、特別償却を割増償却に変更することで、これまでは単年度しか計上できなかったが、複数年に渡り割り増しして減価償却費用を計上できることとなるため、民間事業者の資金繰りを複数年に渡ってサポートできる効果が生じる。

3 これらの効果により、事業者の振興山村への設備投資がさらに促進され、新規雇用の創出等を通じて、農山漁村の振興や集落機能の維持に寄与するものである。

8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (実績)</th> <th>26 年度 (見込)</th> <th>27 年度 (見込)</th> <th>28 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>154</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table>							23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	適用数	6	4	6	17	154	308
				23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)													
適用数	6	4	6	17	154	308																
<p>※出典【H23.24】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)</p> <p>【H25】都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を行い把握</p> <p>※H26-28 の算定根拠は別添 1 参照。</p> <p>適用件数については、前回要望時(平成 24 年度)には、24 年度:26 件、25 年度:43 件の適用を想定し、それぞれ実績値は 24 年度:4 件、25 年度:6 件となったが、人口減少が顕著化する等山村を取り巻く厳しい状況の下で、事業者の経済活動も厳しい状況にあると考えられる中において、平均 5 件以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少ではなく、振興山村の活性化に一定の貢献をしていると考えられる。また、振興山村の民間事業者の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充等が要望どおり位置付けられ、本特例措置の周知浸透が図られることにより、更なる適用の増加が期待される。</p> <p>適用の偏りについては、本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に</p>																						

合致した事業(製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。))を対象とするものであり、木材、木製品製造業、通信機械器具製造業、清涼飲料水製造工場、電気・電子機器製造業、食品製造業等幅広い業種で活用されており、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。

② 減収額

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20

※算定根拠は別添1参照

(補足:H23,24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成28年度)

「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。

平成25年度の実績は、平地農業地域において目標値 $\Delta 0.36\%$ に対し、 $\Delta 0.32\%$ 、中山間農業地域において目標値 $\Delta 0.59\%$ に対し $\Delta 0.52\%$ であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。

○ 平地農業地域の人口の社会減[実績]

(単位:%)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
減少率	$\Delta 0.19$	$\Delta 0.19$	$\Delta 0.31$	$\Delta 0.32$	$\Delta 0.32$

(農林水産省 中山間地域振興課調べ)

○ 中山間農業地域の人口の社会減[実績]

(単位:%)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
減少率	$\Delta 0.38$	$\Delta 0.38$	$\Delta 0.45$	$\Delta 0.49$	$\Delta 0.52$

(農林水産省 中山間地域振興課調べ)

近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。

一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の貢献をしている有効な手法と考えられる。

引き続き本特例の活用により、振興山村への企業立地や設備投資が促さ

れ、雇用確保を通じて地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 29 年 3 月)

本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者(雇用増加者)数としては、平成 24 年度に 18 人、平成 25 年度に 12 人の新たな雇用が確認されている。前回要望時の目標(振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う各年度の新規雇用者数 80 名)には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている本制度は、振興山村の活性化の観点から、有効な施策であると考えられる。

効果検証の観点から、平成 24 年度に適用した 4 業者に対し調査を行ったところ、1 業者から、施設立地の検討にあたって、本税制の優遇措置を考慮した旨回答を得ており、本制度が振興山村における投資及び雇用に効果を及ぼしていることが確認されている。(同社では、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに 14 名の常用職員を新たに雇用。)

○雇用効果の状況

(単位:人)

区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
雇用増加数	11	0	18	12

(農林水産省 中山間地域振興課調べ)

推計による今後の雇用増加数は以下のとおりであり、今後、振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、目標は達成されると考えている。

平成 27 年度:27 人、平成 28 年度:27 人

(根拠)

①平成 21～25 年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約 85 百万円となっている。

②推計では、各年度の年間総投資額は、2,253 百万円(H27,28(※))となり、

①を踏まえれば、増加する雇用者数は、それぞれ、27 人(H27,28)となる。

※算定根拠は別添 1 参照

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 29 年 3 月)

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえれば、上流に存在する広大な森林を適切に手入れすることで森林の保水力を保持することがますます重要となっており、それには、森林を中心に据えた山村の暮らしを持続可能なものとする必要があると考えられる。

他方、近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。また、振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

このような状況を踏まえ、政府は、平成26年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「人口急減・超高齢化」の流れを止めるため、地域における民間事業者の経済活動を活性化することで地域に雇用を創出し、暮らし続けられる地域の創出を目指す方針を打ち出している。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域においても立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。その際、民間事業者の設備投資の拡大を支援することは、事業の拡大を促す上で有効であると考えられる。

今回要望する税制優遇措置の拡充は、取得価額要件の引き下げ、対象業種の追加、償却期間を延長する割増償却への変更といったものであり、これまでの税制優遇措置を拡充し、民間事業者の設備投資の促進を図るものであることから、まさに現在、政府が積極的に講じる必要のある施策のひとつであると考えられる。

本特例の拡充等がなされない場合、振興山村において中・小規模の事業者が利用できる、投資に対するインセンティブ措置が失われ、振興山村における事業者の投資意欲が削がれるとともに、山村における経済活動の低迷やそれに伴う雇用機会の喪失等につながり、振興山村の地域コミュニティ維持・存続を大きく阻害することとなる。

以上のように、本特例は必要不可欠なものであり、今回の特例措置の拡充等を実施し、地元の中企業者による発展を促すことが必要である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:23～28)

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりである。本試算では、本特例措置が活用された投資の中には、必ずしも本特例措置の有無が、投資・雇用等の主体的なインセンティブとなっていない場合があり得ることも想定し、特例適用事業者への聞き取り調査結果を踏まえて、投資

額の 25%のみを用いて経済効果を試算している。この場合においても、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回っており、本特例措置には  
 減収額を是認するに足る経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20
投資額	470	241	749	3,237	2,253	2,253
経済波及効果	205	119	417	2,486	1407	1407

※減収額、投資額の算定根拠は別添1参照

(補足:H23,24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)

※経済波及効果については、「振興山村における設備投資等に関する調査」に基づく投資額をもとに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用して算出。

※また、平成24年度に本特例を適用した4事業者に聞き取り調査を行った結果、そのうち1事業者から、本特例の有無が設備投資の決定に影響した旨回答があったことを踏まえ、本特例適用分の25%において、本特例が設備投資の直接的なインセンティブになったと仮定し、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出。間接的影響を含めた過大な試算となることを避けている。なお、減収額は、全投資額を基に試算している。

※経済波及効果の算定に使用した部門は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「振興山村における設備投資等に関する調査」を参考に選定。(別添2参照)。

※消費転換係数は0.73で算出。

※経済波及効果は2次効果まで算定。

また、雇用については、以下の新規雇用が確認されている。前回要望時の目標には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている。減収額との比較においては、平成24年は、減収額4百万円に対し18人、平成25年は減収額10百万円に対し12人となっている。調査により、立地検討に辺り税制面等の特例措置を考慮したとの企業も見られており、本特例措置は、山村の活性化の観点から、減収の是認に足る効果ある施策と考えられる。

今後、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図

ることにより、一層の効果の拡大が期待される。

○過去4年間の雇用への効果

(単位:人)

区分	22年度	23年度	24年度	25年度
雇用増加数	11	0	18	12

(農林水産省 中山間地域振興課調べ)

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。))を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。

また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置となっている。

また、他の手段と比較した場合、

- ① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと
- ② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど制約があること

から、同様に誘導効果が発生するにもかかわらず、本特例の方が政府・事業者の双方にとって負担の少ない措置である。

本特例が拡充されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者が負担なく利用できるインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となると考えられる。

以上を踏まえれば、今回の特例措置の拡充等により、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

H27年度予算要求において、「山村振興交付金」（新規）を要求中。同交付金は、

- ① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成
- ② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む市町村を支援するものである。

一方、本特例は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。

このため、両者は、山村振興交付金により組織作りや人材育成等を支

			援し、その中から実際に地場産品の販売等を行う動きが生じた際の設備投資について、本税制特例で支援するという関係にある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解		本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成 26 年 8 月 農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 9 月 (平成 25 年度税制改正要望時)

## 1. 減税見込額等の積算

## (1) 平成26年度（製造業及び旅館業の事業者）

- 振興山村において、平成23～25年度に本特例の対象となる資産を取得した実績(※1)を基に、平成26年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額等の見込みを算出。

	23年度	24年度	25年度	平均	
機械等	( 10,281	+ 17,229	+ 28,215)	÷ 3	= 18,575 百万円 … ①
建物等	( 3,589	+ 5,816	+ 4,238 )	÷ 3	≒ 4,548 百万円 … ②

- 対象資産を取得した事業者のうち、14%が本特例を適用すると仮定し(※2)、投資額、減収見込額等を算出。

		適用率※2		
機械等	①	×	14%	≒ 2,600 百万円 … ③
建物等	②	×	14%	≒ 637 百万円 … ④
合計				3,237 百万円

		特別償却率	法人税率	
機械等	③	×	10%	×
建物等	④	×	6%	×
合計				45 百万円

## (減税見込額等の算出基礎としたデータ)

- ※1 都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握。
- ※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を農林水産省において実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者（関心がある者）の中で（49%）、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの5割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。  
 $49\% \times 58\% \times 1/2 \approx 14\%$ 。

## (2) 平成27、28年度（製造業、旅館業及び農林水産物等販売業、再生可能エネルギー供給業）

## (投資額)

平成27年度・・・2,253百万円

平成28年度・・・2,253百万円

(※積算は別紙参照)

## (減税見込額)

平成27年度・・・10百万円

平成28年度・・・20百万円（10百万円(28年度新規分)+10百万円（27年度継続分））

(※積算は別紙参照)

## 2. 適用実績及び適用見込み

区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数 (社(者))	103	125	135	122	1078	1078
適用件数 (件)	6	4	6	17	154	308
減税見込額 (百万円)	7	4	10	45	10	20

注) 1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(23～25年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施して把握。

(26年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値 (23～25年度実績の平均値)。

$$\text{【計算式】} ( \begin{matrix} 23年度 \\ 103 \end{matrix} + \begin{matrix} 24年度 \\ 125 \end{matrix} + \begin{matrix} 25年度 \\ 139 \end{matrix} ) \div \begin{matrix} \text{平均} \\ 3 \end{matrix} \doteq 122(\text{社(者)})$$

(27、28年度)

1078件

(※積算は別紙参照)

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(23、24年度)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)による。

(25年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施して把握。

(26年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(122事業者)の14%(アンケート提出者(関心がある者)のうち、本特例の活用の検討者28%)の5割が本特例を適用すると仮定。

$$\text{【計算式】} 122 \times 0.14 = 17 (\text{件})$$

(27、28年度)

平成27年度・・・154件

平成28年度・・・308件(154件(28年度新規分)+154件(27年度継続分))

(※積算は別紙参照)

(別紙)

## 減収額及び適用件数の積算について

減収額 10 百万円  
平成 27 年度 = 10 百万円…①  
平成 28 年度①及び新規分 = 20 百万円

適用件数 154 件  
平成 27 年度 = 154 件  
平成 28 年度①及び新規分 = 308 件

対象者数 1,078 件  
平成 27 年度 = 1,078 件  
平成 28 年度 = 1,078 件

※ 以下の計算については、小数点第 3 位まで記述することとし、第 4 位以下については四捨五入することとする。

### 1 減収額についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 10 百万円)

(1) 製造業に係る減収額 (①+②+③) = 881.331 万円

① 資本金 1 千万円以下の製造業に係る減収額 (イ+ロ) = 97.988 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ( $a \times b \times c = 93.768$  万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算定

取得価額(※ 1) × 償却率(※ 2) × 割増償却率(※ 3) × 法人税率  
500 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 資本金額が 1,000 万円未満の製造業者の 1 件当たりの平均投資額は 113 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省)。)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 食料品製造業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。償却率及び耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による (以下同じ)。食料品製造業は、振興山村における製造業者の中で最も多い (平成 25 年度振興山村現状分析 (平成 26 年三菱 UFJ コンサルティング)) ため採用 (以下同様に計算。)

※ 3 割増償却率は平成 27 年度税制改正要望内容を反映 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※ 1) × 設備投資実施率(※ 2) × 500 万円以上の投資実施率(※ 3) × 黒字比率(※ 4)  
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3  
× 建物・機械装置比率(※ 5)  
× 0.9

※ 1 経済センサス 2011 (総務省) のデータを用いて推計 (以下同様に計算。)

※ 2 資本金額が 1 千万円以下の製造業者 216,084 事業者のうち投資を行った事業者が 40,102 事業者であること (中小企業実態基本調査 (平成 25 年報告書。経産省)) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 3 中山間地域振興課実施アンケート調査 (平成 26 年 3 ~ 5 月実施。以下略。) における、製造業者からの回答によれば、80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答している。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、そこから 10 ポイント

程度減じた値を算出（(1)①ロ bにおいて同じ。）。

※ 4 国税庁 HP「平成 24 年度における法人税の申告事績の概要」における黒字申告割合を利用（以下同様に計算。）。

※ 5 製造業の機械・装置設備投資額の総計：建物設備投資額の総計＝ 0.9：0.1（中山間地域振興課実施アンケート調査）を踏まえて算出（以下同様に計算。）。

c その他係数

山村計画策定率(※ 1)×制度利用率(※ 2) ×制度適用率(※ 3)

0.5 × 0.5 × 0.14

※ 1 現在の山村計画の作成率は約 50 %（以下同様に計算。）。

※ 2 山村計画の策定市町村のうち税制関連計画事項を記述する市町村を約 50 %と仮定（以下同様に計算。）

※ 3 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者（関心がある者）の中で（49%）、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの 5 割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。

0.49×0.58×0.5≒0.14%（以下同様に計算。）。

ロ 建物に係る減収額（a × b × c = 4.22 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額×償却率×割増償却率×法人税率

500 万円 × 0.027 × 0.48 × 0.15

※鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物（工場用（その他））の償却率（耐用年数 38 年）を利用（以下同様に計算。）。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率× 500 万円以上の投資実施率×黒字比率×建物・機械装置比率  
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.1

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の製造業者に係る減収額（イ＋ロ）＝ 263.042 万円

イ 機械・装置に係る減収額（a × b × c = 251.715 万円）

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※) × 償却率×割増償却率×法人税率

1,000 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 千万円～ 5 千万円未満の資本金を有する製造業者の 1 件当たり平均投資額は 814 万円程度（平成 24 年経済センサス。）。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 1,000 万円まで引き上げることを想定。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率× 1,000 万円以上の投資実施率(※)×黒字比率

28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3

×建物・機械装置比率

× 0.9

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 %と仮定。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 11.327 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 1,000 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{1,000 万円以上の投資実施率 (※)} \times \text{黒字比率} \\ & 28,390 \qquad \qquad \times 0.391 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \\ & \times \text{建物・機械装置比率} \\ & \times 0.1 \end{aligned}$$

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

③ 資本金 5 千万円以上の製造業者に係る減収額 (イ + ロ) = 520.301 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 497.896 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額(※)} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 11,300 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

※ 資本金 5000 万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は 11,300 万円 (平成 24 年経済センサス (総務省)) であるため、この数字を利用 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,300 万円の投資実施率(※)} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ & 4,044 \qquad \qquad \times 0.48 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.9 \end{aligned}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{aligned} & \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ & 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 22.405 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ & 11,300 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{aligned}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,300 万円の投資実施率(※)} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ & 4,044 \qquad \qquad \times 0.48 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.1 \end{aligned}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

(2)旅館業に係る減収額 (①+②+③) = 109.182 万円

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る減収額 (イ+ロ) = 47.201 万円

イ 機械・装置に係る減収額 ( $a \times b \times c = 15.4$  万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額}(\ast 1) \times \text{償却率}(\ast 2) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \qquad \times 0.1 \qquad \qquad \times 0.32 \qquad \times 0.15 \end{array}$$

※ 1 1,000 万円未満の資本金額の旅館業者の 1 件当たり平均投資額は 266 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 宿泊業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率}(\ast 1) \times \text{黒字比率} \\ 18,576 \qquad \qquad \times 0.157 \qquad \qquad \times 0.7 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \\ \times \text{建物・機械装置比率}(\ast 2) \\ \times 0.3 \end{array}$$

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、旅館業者の 80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、10 ポイント程度減じた値を算出。

※ 2 旅館業の機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算)。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 ( $a \times b \times c = 31.801$  万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率}(\ast) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \times 0.059 \qquad \times 0.48 \qquad \times 0.15 \end{array}$$

※ 木造又は合成樹脂の建物 (旅館用、ホテル用又は病院用) の償却率 (耐用年数 17 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 18,576 \qquad \qquad \times 0.157 \qquad \qquad \times 0.7 \qquad \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.7 \end{array}$$

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \qquad \qquad \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{array}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る減収額（イ＋ロ）＝36.094万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 11.776$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出

取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率

1,000万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円の投資実施率(※) × 黒字比率 × 建物・機械装置比率

6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.3

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 24.318$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出

取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率

1,000万円 × 0.059 × 0.48 × 0.15

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円以上の投資実施率 × 黒字比率

6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3

× 建物・機械装置比率

× 0.7

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る減収額（イ＋ロ）＝25.887万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 8.446$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出

取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率

2,700万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出（平成24年経済センサス（総務省））。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率

786 × 0.526 × 0.5 × 0.3

× 建物・機械装置比率

× 0.3

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 17.441 万円)

a 取得価額 2,700 万円当たりの減収額の算出  
取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率  
2,700 万円 × 0.059 × 0.48 × 0.15

b 対象設備投資件数  
山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700 万円の投資実施率(※) × 黒字比率  
786 × 0.526 × 0.5 × 0.3  
× 建物・機械装置比率  
× 0.7  
※ 2,700 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数  
山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率  
0.5 × 0.5 × 0.14

(3) 農林水産物等販売業の減収額 (イ + ロ) = 7.137 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 2.687 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出  
取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率  
500 万円 × 0.12 × 0.32 × 0.15

※ 飲食料品小売業設備の償却率 (償還期間 9 年) を利用。

b 対象設備投資件数  
山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500 万円以上の投資実施率(※ 1) × 黒字比率  
3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3  
× 建物・機械装置比率(※ 2)  
× 0.3

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、農林水産物等販売業者の 60 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答していることを踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 2 農林水産物の販売所においては、建物への投資が機械・装置よりも多いと想定し、旅館業と同様の数値 (機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7) を利用。

c その他係数  
山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率  
0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 4.45 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出  
取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率  
500 万円 × 0.053 × 0.48 × 0.15

※ 金属造りの建物 (骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。) の償却率 (耐用年数 27 年) を利用。

b 対象設備投資件数  
山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500 万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率  
3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.7

c その他係数  
山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率  
0.5 × 0.5 × 0.14

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の減収額＝ 10.402 万円

・ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 10.402$  万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※ 1)×償却率(※ 2)×割増償却率×法人税率

550 万円 × 0.059 × 0.32 × 0.15

※ 1 振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 k w以下の発電設備。  
この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム  
構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間  
についての委員長案」）を乗じて算出。

※ 2 電気業用設備（その他の設備。主として金属製のもの）の償却率（耐用年数 17 年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※)×黒字比率

636 × 0.3

※ 振興山村における 10kw 以上の太陽光発電設備の新規設置数（年間）を資源エネルギー庁HPの  
市町村別の「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を用いて算出。

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

## 2 適用件数についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 154)

(1)製造業に係る適用件数 (①+②+③= 112)

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 31,825 \quad \quad \quad \times 0.186 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 43.507 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{1,000 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 28,390 \quad \quad \quad \times 0.391 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 58.277 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{11,600 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 4,044 \quad \quad \quad \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 10.19 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 32)

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 18,576 \quad \quad \quad \times 0.157 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 21.435 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 6,214 \quad \quad \quad \times 0.251 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 8.188 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{2,700 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 786 \quad \quad \quad \times 0.526 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 2.17 \\ & \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{aligned}$$

(3)農林水産物等販売業に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \qquad \qquad \times 0.143 \qquad \qquad \times 0.6 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 3.328 \\ & \times 0.5 \qquad \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る適用件数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 6.678 \\ & 636 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.14 \end{aligned}$$

### 3 対象者数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=1,078)

(1)製造業に係る対象者数 (①+②+③= 799.127)

①資本金1千万円以下の製造業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率= 310.078  
× 0.5

※ 対象者数は実際に制度を適用できうる者の数として整理。その際の事業者の属性は、振興山村に立地し、投資を行い、その投資額が取得価額要件以上であって、さらに黒字であるもの。市町村の属性は、山村計画を策定するとともに、税制関連事項も記述している市町村。

これを満たす投資の計算式は、2の適用者数に制度適用率である0.14を乗じてないものとなる。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率= 416.196  
× 0.5

③資本金5千万円以上の製造業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率= 72.853  
× 0.5

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 226.71)

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率= 152.780  
× 0.5

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率= 58.413  
× 0.5

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率= 15.517  
× 0.5

(3)農林水産物等販売業に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \qquad \qquad \times 0.143 \qquad \qquad \times 0.6 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} = 23.801 \\ & \times 0.5 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る対象者数

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} = 28.620 \\ & 636 \qquad \qquad \times 0.3 \qquad \times 0.5 \qquad \times 0.5 \end{aligned}$$

#### 4 投資額についての積算根拠 ((1) + (2) + (3) + (4) = 2,253百万円)

(1)製造業に係る適用額 (①+②+③) = 195,177)

①資本金1千万円以下の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 21,753万円  
× 0.5 × 0.14 × 500万円

※ 資本金額が1,000万円未満の製造業者の1件当たりの平均投資額は113万円程度(平成24年経済センサス(総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 58,277万円  
× 0.5 × 0.14 × 1,000万円

※ 1千万円～5千万円未満の資本金を有する製造業者の1件当たり平均投資額は814万円程度(平成24年経済センサス)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を1,000万円まで引き上げることを想定。

③資本金5千万円以上の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 115,147万円  
× 0.5 × 0.14 × 11,300万円

※資本金5000万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は11,300万円(平成24年経済センサス(総務省))であるため、この数字を利用(以下同様に計算)。

(2)旅館業に係る投資額 (①+②+③) = 24,765)

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率  
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5  
×制度利用率×制度適用率×取得価額(※) = 10,718万円  
× 0.5 × 0.14 × 500万円

※ 1,000万円未満の資本金額の旅館業者の1件当たり平均投資額は266万円程度(平成24年経済センサス(総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金 1 千万円～ 5 千万円未満の旅館業者に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 8,188 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 1,000 \text{ 万円} \end{aligned}$$

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{2,700 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 5,859 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 2,700 \text{ 万円} \end{aligned}$$

※資本金 5000 万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が 2,700 万円であることを踏まえて算出（平成 24 年経済センサス（総務省））。

(3)農林水産物等販売業に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times \text{500 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\ & 3,695 \quad \times 0.143 \quad \times 0.6 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\ & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額} = 1,664 \text{ 万円} \\ & \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 500 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る投資額

$$\begin{aligned} & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \times \text{取得価額}(\text{※}) = 3,673 \text{ 万円} \\ & 636 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14 \quad \times 550 \text{ 万円} \end{aligned}$$

※振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 kw 以下の発電設備。  
この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成 26 年度調達価格及び調達期間についての委員長案」）を乗じて算出。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)	④投入部門 (金額)	⑤投入部門 (金額)
19年度					
20年度					
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)		
22年度	電気機械 (40.5)				
23年度	輸送用機械 (69)	金属製品製造 (43)	商業 (6)		
24年度	通信機械 (40)	不動産業 (15)	製材業 (5)		
25年度	でん粉 (109)	合板 (22)	電気機械 (22)	冷凍魚介類 (17)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (17)
26年度	電気機械 (600)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (300)	建築 (34)		
27年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		
28年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		